

2023年8月31日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区永田町二丁目4番8号

大和ハウスリート投資法人

代表者名 執行役員 浅田利春

(コード番号：8984)

資産運用会社名

大和ハウス・アセットマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 土田耕一

問合せ先

大和ハウスリート本部ファンド企画部長 朝比奈孝祐

TEL. 03-3595-1265

### 投資口売出しに関するお知らせ

大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2023年8月31日開催の本投資法人役員会において、投資口売出し（以下「本売出し」といいます。）に関し決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本投資法人のスポンサーであり、主要な投資主でもある大和ハウス工業株式会社は、2022年5月に公表した「第7次中期経営計画」で掲げている、持続的な成長を実現する収益モデルの進化を目的とする資本効率向上のため、本投資法人の投資口の一部売却を決定いたしました。本売出しによる回収資金は、大和ハウス工業株式会社の財務戦略・投資戦略に基づき、拡大していく不動産開発投資に充当する方針である旨を表明しています。大和ハウス工業株式会社が本投資法人の投資口の一部売却を決定した旨の通知を受け、売却手法について大和ハウス工業株式会社と本投資法人の資産運用会社である大和ハウス・アセットマネジメント株式会社は真摯に検討を行いました。検討の結果、本投資法人の既存投資主をはじめ、幅広い投資家への公平な投資と対話の機会を重視し、売却手法として本売出しを選択するに至りました。

大和ハウス工業株式会社が本売出し後に保有する本投資法人の投資口合計 91,200 口(注)については、大和ハウス工業株式会社において追加売却を予定しておらず、継続保有の方針が表明されており、1年間のロックアップが付与されています。加えて、本売出し後も優先的売買交渉権の付与等の大和ハウス工業株式会社の本投資法人に対する多様なサポートは不変である点についても表明されています。また、本売出しの実施後に、大和ハウス工業株式会社の保有比率は 3.9%(注)になりますが、資産規模が本投資法人と同水準の J-REIT と比較しても平均的な保有比率を維持しています。

本投資法人は本売出しによる回収資金が大和ハウス工業株式会社のバリューチェーンに基づく優良資産の開発に再投資され、将来的な本投資法人のパイプライン物件の拡充が期待できるものと考えています。また、これまでと同様に本投資法人は、大和ハウスグループのスポンサーサポートを活用しながら、外部成長と内部成長を実現し、持続的な投資主価値の向上を目指します。

(注) 本売出し後の大和ハウス工業株式会社が保有する本投資法人の投資口数及び保有比率については、後記<ご参考>「2. オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のグリーンシュエーションがすべて行使されたと仮定した場合の数値を記載しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する投資口売出目論見書及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。本報道発表文は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 記

**I 投資口売出し（引受人の買取引受による売出し）**

- (1) 売 出 人 及 び 大和ハウス工業株式会社 95,000 口  
 売 出 投 資 口 数
- (2) 売 出 価 格 未定  
 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2023 年 9 月 7 日（木）から 2023 年 9 月 12 日（火）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口（以下「本投資口」という。）の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切り捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に開催する役員会において決定する。
- (3) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (4) 引 受 価 額 未定  
 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、売出価格等決定日に開催する役員会において決定する。
- (5) 引 受 価 額 の 総 額 未定
- (6) 売 出 方 法 野村證券株式会社、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）とする引受会社に全投資口を買取引受けさせた上で売出す。なお、共同主幹事会社以外の引受会社は、SMB C日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社（以下、共同主幹事会社と併せて「引受人」と総称する。）とする。なお、引受人の買取引受による売出しの売出投資口数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (7) 引 受 契 約 の 内 容 引受人は、下記(11)に記載の受渡期日に引受人の買取引受による売出しにおける引受価額の総額と同額を売出人へ支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価額の総額との差額は、引受人の手取金となる。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払わない。
- (8) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (9) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日
- (10) 申込証拠金の入金期間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (11) 受 渡 期 日 2023 年 9 月 14 日（木）から 2023 年 9 月 20 日（水）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (12) 売出価格、その他この投資口売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する投資口売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

本報道発表文は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## II 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- |  |   |
|--|---|
| (1) 売出人及び<br>売出投資口数                            | 野村証券株式会社 5,000 口<br>なお、上記売出投資口数は上限を示したものであり、引受人の買取引受による売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に開催する役員会において決定する。 |
| (2) 売 出 価 格                                    | 未定<br>売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。   |
| (3) 売 出 価 額 の 総 額                              | 未定  |
| (4) 売 出 方 法                                    | 引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの事務主幹事会社である野村証券株式会社が、大和ハウス工業株式会社から 5,000 口を上限として借り入れる本投資口の売出しを行う。   |
| (5) 申 込 単 位                                    | 1 口以上 1 口単位   |
| (6) 申 込 期 間                                    | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。   |
| (7) 申込証拠金の入金期間                                 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込証拠金の入金期間と同一とする。   |
| (8) 受 渡 期 日                                    | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。   |
| (9) 売出価格、その他この投資口売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。 |   |

### <ご参考>

#### 1. 売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおり、大和ハウス工業株式会社が資本効率向上を実現し、本売出しによる回収資金を不動産開発投資に充当することを目的としたものであります。本投資法人としては、本売出しによる回収資金が大和ハウス工業株式会社の優良資産の開発に再投資され、将来的な本投資法人のパイプライン物件の拡充が期待できるものと考えています。

#### 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの事務主幹事会社である野村証券株式会社が、大和ハウス工業株式会社から 5,000 口を上限として借り入れる本投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は、5,000 口を予定していますが、当該売出投資口数は上限の売出投資口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる本投資口とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数を上限として、追加的に本投資口を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」といいます。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2023 年 10 月 6 日（金）までの間を行使期間として、大和ハウス工業株式会社から付与されます。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する投資口売出目論見書及びその訂正事項（作成された場合）をご覧いただき、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。本報道発表文は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

しの申込期間の翌日から 2023 年 10 月 4 日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、大和ハウス工業株式会社から借り入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入投資口は、野村證券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出投資口数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による大和ハウス工業株式会社からの本投資口の借入れ、大和ハウス工業株式会社から野村證券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

上記の取引に関して、野村證券株式会社は大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これを行います。

### 3. 売却・追加発行の制限について

(1) 引受人の買取引受による売出しに関連して、大和ハウス工業株式会社は、共同主幹事会社に対し、売出価格等決定日から引受人の買取引受による売出しの受渡期日の 1 年後の応当日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の譲渡等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し及びグリーンシュエーションの行使に基づく本投資口の売却等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

(2) 引受人の買取引受による売出しに関連して、本投資法人は、共同主幹事会社に対し、売出価格等決定日から引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等（ただし、投資口の分割に伴う新投資口発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

以上

\* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.daiwahouse-reit.co.jp/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する投資口売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。本報道発表文は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。